

京急グループの皆さまへ

団体傷害保険・ 個人賠償責任保険 のご案内

全商品団体割引適用

個人でご加入されるより保険料が割安になります。

保険期間

2023年7月25日より1年間

保険料 お支払方法

2023年8月から2024年7月まで

毎月 給与控除（個人賠償責任保険は8月に一括給与控除）

※OBの方は口座振替となります。

加入申込書 ご提出先

株式会社 京急保険サービス

申込締切日

2023年5月31日(水) まで

申込締切日までに加入申込書をご提出いただけない場合、前年と同じ内容で自動継続させていただきます。なお、自動継続される場合、「お客さまに関する情報の取扱いについて」に記載の内容にご同意いただけたものとみなします。

重要なお知らせです。必ずご確認ください。

- 1 個人賠償責任保険に示談交渉サービスが付帯となります。
- 2 印字されている加入申込書に生年月日・住所の記載がない場合、必ず生年月日・住所を記入ください。
※前年同内容での継続の方を含みます。
- 3 事故報告等の事故の対応・保険金のお支払手続きにつきましては、スムーズなお支払いのため、直接保険会社へご連絡をお願いいたします。

共栄火災海上保険株式会社 事故受付サービス 「あんしんほっとライン」

TEL **0120-044-077** (通話料無料) ※24時間・365日、休日・夜間を問わず、事故受付を行っています。

お問い合わせは



取扱代理店

株式会社 京急保険サービス 営業推進室

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 21階

☎ 045-370-7684 社電7785（受付時間：平日 9：30～17：45）

☎ 0120-013-113 MAIL soudan-hoken-j8z@keikyu-group.jp

団体傷害保険・個人賠償責任保険（自動継続方式）

ライフプランに合わせてご加入プランを選択してください。

1 普通傷害保険（A型）天災補償特約付帯 通院日数 30 日限度 (通院保険金支払限度日数変更特約(30 日用)付帯)

業務中でも家庭内でもさまざまな事故を幅広く補償（海外での事故も補償）

団体割引
**25%
割引**

■毎月の保険料と保険金額

□ 数	毎月の保険料	保 険 金 額		
		死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額
1 □	1,400 円	490 万円	5,000 円	3,000 円
2 □	2,800 円	980 万円	10,000 円	6,000 円
3 □	4,200 円	1,470 万円	15,000 円	9,000 円
4 □	5,600 円	1,960 万円	20,000 円	12,000 円
5 □	7,000 円	2,450 万円	25,000 円	15,000 円

2 交通事故傷害保険（B型）天災補償特約付帯 通院日数 90 日限度

国内・海外におけるさまざまな交通事故等を補償

■毎月の保険料と保険金額

□ 数	毎月の保険料	保 険 金 額		
		死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額
1 □	660 円	550 万円	5,000 円	3,000 円
2 □	1,320 円	1,100 万円	10,000 円	6,000 円
3 □	1,980 円	1,650 万円	15,000 円	9,000 円
4 □	2,640 円	2,200 万円	20,000 円	12,000 円
5 □	3,300 円	2,750 万円	25,000 円	15,000 円

●ご家族の方もご加入できます。被保険者となられる方をご指定ください。

ご加入できる方、被保険者として指定できる方の範囲につきましては、「京急グループ団体傷害保険ご加入にあたってのご注意」をご参照ください。

●保険金は、他の生命保険、社会保険等の給付・加害者よりの賠償金などに関係なくお支払いします。

レーサー、プロの格闘家、猛獣取扱者等のご職業の方はお引受できませんので、ご注意ください。（普通傷害保険）

*記載の保険料は被保険者 5,000 名以上 10,000 名未満の場合で試算しております。

*今年度の保険金支払の実績により次年度の保険金額が変更となることがあります。

*加入口数の制限について、被保険者 1 名あたり A 型・B 型あわせて 5 □まで加入いただけます。

ただし、ご職業が自動車運転手（助手を含みます。）に該当する場合は、交通事故傷害保険（B 型）は 3 □が限度となります。

2021 年度から
示談交渉サービスが
つきました！

3 個人賠償責任保険 ご本人お一人のご加入でご家族皆さまを補償します

日常生活に起因する偶然な事故により、法律上の賠償責任を負われたときに補償（海外での事故も補償）

■保険料と保険金額（支払限度額）（保険料は2023年8月度給与で一括給与控除）

保 険 料	保険金額（支払限度額）
1 年間 1,570 円	1 事故 3 億円を限度に補償（自己負担額 0 円）

団体割引
**30%
割引**

*記載の保険料は、被保険者が 1,000 名以上の場合（団体割引 30%）で計算しております。

*被保険者ご本人のみならず、被保険者ご本人の配偶者（内縁を含みます。）、被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚のお子さまが起こした事故も補償されます。（親族とは、6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。）

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」が付帯されます。

被保険者が日本国内において生じた事故^(注1)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または共栄火災が損害賠償請求権者から規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、共栄火災は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、共栄火災の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注2)を行います。

(注1) 被保険者に対する賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 弁護士を選任を含みます。

傷害保険 補償の種類とお支払例

～このような時に保険金をお支払いします～

補 償 の 種 類

さまざまなケガ

普通傷害保険

急激かつ偶然な外来の事故によるケガ※ 1口1,400円より

交通事故傷害保険

交通事故等※によるケガ
1口660円より

- 普通傷害保険は、交通事故だけでなく、家庭内・仕事・スポーツ中・旅行中などにおける24時間365日のさまざまな事故によるケガを1口1,400円より補償します。
- 交通事故傷害保険は、補償内容を「交通事故」と「乗物の火災」という2つの災害に絞り、保険料負担を軽減するプランとして1口660円より補償します。

あなたとご家族のためにぜひ、お備えください。

※詳細につきましては、5ページの「団体傷害保険 補償内容」をご覧ください。

お 支 払 例

お子さまのケガは非常に多く発生します。ご家族の方を被保険者とすることもできます。ぜひご検討ください。

事故事例1

料理中に火傷



お子さまの部活中でのケガ



普通傷害
保険 (A 型)

交通事故傷害
保険 (B 型)

○

×

普通傷害
保険 (A 型)

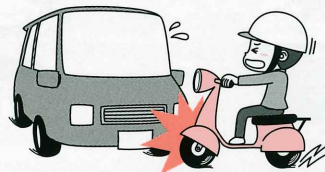
交通事故傷害
保険 (B 型)

○

×

事故事例2

バイクを運転中接触事故にあい、ケガをした



自転車に乗っている時、転倒してケガをした



普通傷害
保険 (A 型)

交通事故傷害
保険 (B 型)

○

○

普通傷害
保険 (A 型)

交通事故傷害
保険 (B 型)

○

○

事故事例3

家の階段から落ちてのケガ、ねんざ



日曜大工でのケガ



普通傷害
保険 (A 型)

交通事故傷害
保険 (B 型)

○

×

普通傷害
保険 (A 型)

交通事故傷害
保険 (B 型)

○

×

事故事例4

乗客として駅の改札口に入ってから出るまでに被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガ



車両火災を起こし、ケガをした



普通傷害
保険 (A 型)

交通事故傷害
保険 (B 型)

○

○

普通傷害
保険 (A 型)

交通事故傷害
保険 (B 型)

○

○

個人賠償責任保険 お支払例

～このような時に保険金をお支払いします～

- ご本人^{※1}やご家族^{※2}が、日常生活に起因する偶然な事故やご本人^{※1}やご家族^{※2}が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にしたことによって、法律上の賠償責任を負われたときに補償します。
- 年間わずか 1,570 円で 1 事故 3 億円までご本人お一人のご加入でご家族の皆さまを補償します。ご本人のみならず、配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居の親族および別居の未婚のお子さま」が起こした事故も補償されます。
- 2021 年度から示談交渉サービスが追加となりました。
日本国内の賠償事故では、あなたに代わって相手方と交渉します。

- ・事故の内容によっては、過失割合が生じるため、過失割合に応じた保険金のお支払いとなります。
- ・誤って線路に立ち入るなどして電車等を運行不能としてしまい、遅延・運休に伴う営業妨害に対する賠償責任については、電車等自体に損壊が生じているか否かを問わず、この保険の対象となります。
- ・この保険では、住宅の所有、使用、管理に起因する事故を対象としています。その住宅の範囲はご本人^{※1}の居住の用に供する住宅ならびにご家族^{※2}が住むための住宅までとなります。(例えば、実家を離れて一人暮らしをしている学生(別居の未婚のお子さま)の住宅の所有・使用・管理に起因する事故による賠償責任について、ご実家のご両親のいずれかがご加入者となるこの保険で補償の対象となります。)
- ・親族とは 6 親等内の血族・配偶者(内縁を含みます。)および 3 親等内の姻族をいいます。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

自転車で歩行人にケガをさせた



デパートで誤って商品を壊した



マンション共有部分の窓ガラスを破損させた



祖父の家に遊びに行った子供がガラスを割った



飼い犬が子供に噛み付き、負傷させた



バレーボールで打ったボールが歩行人に当たりケガをさせた



公園で子供が他人の眼鏡を壊した



飲み物をこぼし他人の服を汚してしまった



子供がキャッチボールをしていたところ、ボールがそれ、車に損害を与えた



洗濯機の水を止め忘れ階下に水漏れをおこし損害を与えた



※1 加入者証に記載の記名被保険者をいいます。

※2 この保険の対象となる「ご家族」とは次の通りです。

- ・ご本人^(※1)の配偶者
- ・ご本人^(※1)または、その配偶者の同居の親族
- ・ご本人^(※1)または、その配偶者の別居の未婚のお子さま

＜保険金をお支払いできない主な場合＞

- ①ご契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ②他人から借りたり、預かったりした物に対する賠償責任
- ③同居する親族に対する賠償責任
- ④地震、噴火、洪水、津波などの天災や、戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議に起因する賠償責任
- ⑤被保険者の職務遂行上の事故(ゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。) など

補償内容

団体傷害保険 補償内容

この保険では、病気は補償の対象となりません。

普通傷害保険

被保険者（保険の補償を受けられる方）が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故^{※1}によりケガ^{※2}をされたとき、下記「お支払いする保険金」をお支払いします。

交通事故傷害保険

被保険者（保険の補償を受けられる方）が次のような交通事故等によりケガ^{※2}をされたとき、下記「お支払いする保険金」をお支払いします。

●運行中の乗物（自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など）との衝突、接触などの事故 ●運行中の乗物（自動車・自転車、電車、バ

ス、航空機、船舶など）の火災、爆発などの事故 ●運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故^{※1} ●乗客として駅などの乗降場構内の改札口を入ってから出るまでの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故^{（注）} ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故 ●乗物の火災による事故
この保険においては「乗物」としてお取扱いしないものがあります（スケートボード、キックボード、ストライダー等）。詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	普通傷害保険または交通事故傷害保険に該当する事故（以下「事故」といいます。）により、ケガ ^{*2} をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 注：すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害保険金	事故により、ケガ ^{*2} をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% 注：保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	事故により、ケガ ^{*2} をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 注1：事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 注2：入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	事故により、ケガ ^{*2} をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術 ^{*3} を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中 ^(注) に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りします。 (注) 事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。
	通院保険金	事故により、ケガ ^{*2} をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けるために通院された場合 なお、通院には往診を含みませんが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	普通傷害保険（A型）：通院保険金日額×通院日数（30日限度） [*] 交通事故傷害保険（B型）：通院保険金日額×通院日数（90日限度） [*] ※通院保険金支払限度日数変更特約（30日用）付帯 注1：通院保険金が支払われる期間中に別の事故によるケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 注2：通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^{*4} を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 ^{*5} を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。
	天災補償特約	次に該当する事由によって生じた傷害に対しても、上記の各保険金をお支払いします。(1)地震もしくは噴火またはこれらによる津波(2)(1)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故	

※1 急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

（上記3項目に該当しない例）

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは『急激かつ偶然な外来の事故によるケガ』に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

※2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

※3 対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※4 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※5 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

個人賠償責任保険 補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	日本国内外^(注1)において生じた次の①または②の事故により、被保険者が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、電車等^(注2)を運行不能にしたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。 ①被保険者*（補償を受けられる方）の日常生活に起因する偶然な事故 ②被保険者*（補償を受けられる方）が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 (注1) 電車等の運行不能については、日本国内において生じた場合に限ります。 (注2) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバスをい、ジェットコースター、メリーゴーランド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は、保険金のお支払い対象になりません。 *被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等を被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。	損害賠償金ならびに争訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 注1：損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 注2：損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共済火災にご相談ください。 注3：他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 注4：争訟費用は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	●被保険者の故意による賠償責任 ●地震、噴火、洪水、津波などの天災による賠償責任 ●戦争、変乱、暴動などによる賠償責任 ●職務遂行に直接起因する賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。） ●被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ●他人からの預かり物の損害に対する賠償責任 ●心神喪失に起因する賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など

ご注意ください!!

保険に加入する際には生年月日・住所の記載が必要になっております。

- 加入申込書に生年月日・住所の記載もれはありませんか
- 加入申込書に印字されている生年月日・住所に間違いはありませんか

加入申込書記入例

＜ご加入時の確認事項＞

- ・私が保険契約者である企業または団体の構成員であることを確認のうえ、以下のとおり加入を依頼します。
- ・重要事項説明書について内容を了承し、お客さま情報のお取扱いに関するご案内の内容について被保険者全員の同意を確認のうえ、加入いたします。

京急グループ傷害保険加入申込書

（保険会社用）

既にご加入いただいている方で、以下の表示内容に変更がない場合は、こちらの用紙の提出は不要です。

加入区分 (該当の□に○)

新規加入 内容変更 脱退

告知日 (記入日) 令和 年 月 日

所属コード 12345

氏名 (カナ) ケイキュウ カズオ

京急 和夫

令和 5 年 7 月 25 日

午後 4 時より

令和 6 年 7 月 25 日

午後 4 時まで 1 年間

住 〒220-8625 (カナ) ヨコハマシ ニシク タカシマ 1-2-8

(漢字) 横浜市西区高島 1-2-8

TEL

生年月日 (大) (中) (小) 42 年 12 月 25 日

申込締切日までに提出がない場合、前年と同じ条件で自動継続させていただきます。

個人賠償責任

1 (カナ) ケイキュウ カズオ

(漢字) 京急 和夫

性別 (男) (女)

前回加入 ナシ

今回加入 加入する 加入しない

保険料 (引当りは8月1日) 1,570 円

★他の保険契約 有

＜ご注意＞

※ご加入内容につきましてはパンフレットをご参照ください。

①傷害保険

※A・Bいずれの保険にもご加入できますが、A・Bあわせて5口が限度になります。

※死亡保険金受取人は法定相続人となります。

※ご加入が6名以上の時は別の加入申込書へご記入ください。

②個人賠償責任保険

※ご加入いただく以下の方が被保険者になります。

1. 申込者（社員の方）ご本人

2. 配偶者

3. ご本人または配偶者の同居の親族

4. ご本人または配偶者の同居の未婚の子

※払込は1回払（8月）です。

③★おおよび☆については、裏面をご確認ください。

被保険者の氏名

1 (カナ) ケイキュウ カズオ

(漢字) 京急 和夫

性別 (男) (女)

生年月日 (大) (中) (小) 42 年 12 月 25 日

満年齢 55 歳

★職業職種

(カナ) カイシャイン

(漢字) 会社員

コード 11

2 (カナ) ケイキュウ ミチコ

(漢字) 京急 美知子

性別 (男) (女)

生年月日 (大) (中) (小) 43 年 11 月 22 日

満年齢 54 歳

(カナ) カイシャイン

(漢字) 会社員

コード 11

3 (カナ) ケイキュウ キョウシ

(漢字) 京急 清

性別 (男) (女)

生年月日 (大) (中) (小) 12 年 10 月 22 日

満年齢 22 歳

(カナ) カイシャイン

(漢字) 会社員

コード 91

4 (カナ)

(漢字)

性別 (男) (女)

生年月日 (大) (中) (小)

満年齢

(カナ)

(漢字)

コード

5 (カナ)

(漢字)

性別 (男) (女)

生年月日 (大) (中) (小)

満年齢

(カナ)

(漢字)

コード

普通傷害

型 前年 今回

口数 口数

交通事故傷害

型 前年 今回

口数 口数

★他の保険

初回 有

＜★他の保険契約の保険金額（総額）＞

他の保険契約は、この保険の全部または一部に対して、支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。

他の保険契約がある場合は、上記の「★他の保険契約」欄の「有」に○印をつけて、上記の「番号」欄に表示している番号の被保険者の保険金額（総額）を、右記の該当する「番号」の欄にご記入ください。

なお、記入がない場合は他の保険契約がない旨の告知をいただいたものとみなしますので、ご了承ください。

個人賠償責任

1 千円

傷害保険

1 千円

2 千円

3 千円

4 千円

5 千円

申込締切日 5 月 31 日

株式会社京急保険サービス

引受幹事保険会社 共済火災海上保険株式会社

満年齢は、2023年7月25日現在の年齢を記入ください。

SA212010C* 20. 03)

ご 注 意

ご加入時およびご加入後に特にご注意いただきたい事項を加入申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

【傷害保険】

- * A・B いずれの保険にもご加入いただけますが **A・B あわせて 5 □** が限度となります。ただし、ご職業が自動車運転手（助手を含みます。）に該当する場合は、B は 3 □ が限度となります。
- * 死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人といたします。
- * ご加入が 6 名以上の場合は別の加入申込書へご記入ください。
- * 加入申込書に記名された被保険者のみが保険の補償を受けられる方となります。
- * ご加入できる方、被保険者として指定できる方の範囲につきましては、「京浜急行電鉄株式会社団体傷害保険ご加入にあたってのご注意」をご参照ください。

【個人賠償責任保険】

- * ご加入いただくと下記の方が被保険者となります。
 1. 申込人（社員・退職者の方）本人
 2. 本人の配偶者
 3. 本人またはその配偶者の同居のご親族
 4. 本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
- * 払込みは 1 回払（8 月）です。

【ご加入にあたっての注意事項】

- この保険契約は京浜急行電鉄㈱を保険契約者とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利は保険契約者が有します。
- 加入申込書の記載内容について、間違いがないか必ずご確認ください。
- この保険の保険期間は1年間です。次のような場合には翌年度以降、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。
 - ・ 著しく保険請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金の支払またはその請求があった場合。
- ご加入の際には、職業または職種（傷害保険のみ）や他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます）・賠償責任保険契約（クレジットカードなどに付帯される特約を含みます）・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。正しくお申出いただきませんと、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「ご加入内容の確認事項」をお渡ししておりますので、ご確認のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

11 ページの重要事項説明書に記載しております「お客さまに関する情報の取扱いについて」でご確認ください。

【損害保険契約者保護機構について】

10 ページの重要事項説明書に記載しております「10. 保険会社破綻時の取扱い」をご確認ください。

【共同保険について】

この保険契約は損害保険会社 5 社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険責任を負います。共栄火災は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領・保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

万一事故が発生したときは、傷害保険については 30 日以内に、賠償責任保険については遅滞なく共栄火災までご連絡ください。

※このパンフレットはごく簡単な説明です。この保険の詳細につきましては、京急保険サービスまたは共栄火災にご照会ください。

京急グループ

団体傷害保険ご加入にあたってのご注意

団体傷害保険はご加入できる方の範囲に一定の制限がありますので、下記内容をご確認の上お申し込みください。

1 加入者（お申込人）は以下の団体に属する方に限ります。

- ・京浜急行電鉄株式会社に所属する方
- ・京浜急行電鉄株式会社の系列会社に所属する方
- ・京浜急行電鉄株式会社の退職者^(注)
- ・京浜急行電鉄株式会社の系列会社の退職者^(注)

(注) 退職者のうち下記の要件に合致する方に限ります。

退職時に団体の団体契約に加入していた退職者

2 「被保険者」として指定できる方は下記の範囲となります。

(「被保険者」とは、申込書の「被保険者」欄に記名する方をいいます。)

加入者との続柄	保険種類	個人型
		普通傷害保険・交通事故傷害保険
団体の構成員		○（被保険者とすることができます）
団体構成員の配偶者・お子さま・ご両親・兄弟姉妹 ^(注1)		○（被保険者とすることができます）
団体構成員の同居の親族・使用人 ^(注2)		○（被保険者とすることができます）

(注 1) 配偶者（内縁を含みます。）、お子さま、ご両親、兄弟姉妹に関しては、「同居」・「同一生計」は問いません。

また、ご両親、兄弟姉妹に関しては、「血族」・「姻族」を問いません。

(注 2) 同居の親族・同居の使用人に関しては、「同一生計」は問いません。

(※) 親族とは 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。

ご参考

保険の補償を受けられる方は上記 2 で記名した被保険者の方のみとなります。

この保険は団体を保険契約者とし、上記の方を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は団体が有します。

* このチラシの内容でご不明な点がございましたら、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

取扱代理店

・代理店名 株式会社京急保険サービス

・住所 〒 233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー 21 階

・TEL 045-370-7684

共栄火災海上保険株式会社

本店営業部 営業第二課

・住所 〒 105-8604 東京都港区新橋 1-18-6

・TEL 03-3504-0827

重要事項説明書Ⅰ 契約概要のご説明

（【団体契約用】傷害保険・個人賠償責任保険）

☆ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、約款等をご用意しておりますので取扱代理店または共栄火災までご請求ください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。被保険者が保険料のご負担をされる場合には、団体（ご契約者）が各被保険者からのご負担額をとりまとめ、団体（ご契約者）から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み

次のような場合に保険金をお支払いします。

① 普通傷害保険

・様々な急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされたとき

② 交通事故傷害保険

・被保険者が交通事故でケガをされたとき、または交通乗用具の火災によってケガをされたとき

③ 個人賠償責任保険

・日本国内外^(注1)においてご本人^{*1}やご家族^{*2}が、日常生活に起因する偶然な事故、ご本人^{*1}やご家族^{*2}が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、電車等^(注2)を運行不能にしたことによって、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して、支払限度額を限度として保険金をお支払いする保険です。

※1 加入者証に記載の記名被保険者をいいます。

※2 この保険の対象となる「ご家族」とは次の通りです。

- ・ご本人^{*1}の配偶者
- ・ご本人^{*1}または、その配偶者の同居の親族
- ・ご本人^{*1}または、その配偶者の別居の未婚のお子さま（未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。）

(注1) 電車等の運行不能については、日本国内において生じた場合に限りします。

(注2) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバスをいい、ジェットコースター、メリーゴーランド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は、保険金のお支払いの対象になりません。

* 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等を被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限りします。

・事故の内容によっては、過失割合が生じるため、過失割合に応じた保険金のお支払いとなります。

・誤って線路に立ち入るなどして電車等を運行不能としてしまい、遅延・運休に伴う営業妨害に対する賠償責任については、電車等自体に損壊が生じているか否かを問わず、この保険の対象となります。

・この保険では、住宅の所有、使用、管理に起因する事故を対象としていますが、その住宅の範囲はご本人^{*1}の居住の用に供する住宅ならびにご家族^{*2}が住むための住宅までとなります。（例えば、実家を離れて一人暮らしをしている学生（別居の未婚のお子さま）の住宅の所有・使用・管理に起因する事故による賠償責任について、実家のご両親のいずれかがご加入者となるこ

の保険で補償の対象となります。）

・親族とは6親等内の血族・配偶者（内縁を含みます。）および3親等内の姻族をいいます。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

(3) 補償内容

① 保険金をお支払いする場合

パンフレットの「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

(4) セットできる主な特約とその概要

ご案内している傷害保険には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする事故を補償する天災補償特約がセットされています。

(5) 保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中でご加入されている場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(6) 引受条件（ご契約金額等）

ご契約金額（保険金額等）の設定につきましては、以下の点にご注意ください。実際にご加入いただくお客さまのご契約金額については、パンフレットでご確認ください。

① 傷害保険のご契約金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。

② 傷害保険の入院保険金、通院保険金にはそれぞれ他の補償項目のご契約金額との関係で上限が定められます。

③ 傷害保険の保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料はご契約金額・お仕事の内容などにより決定されます。実際にご加入いただくお客さまの保険料はパンフレットでご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

重要事項説明書Ⅱ 注意喚起情報のご説明

（【団体契約用】傷害保険・個人賠償責任保険）

☆ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ワーリングオフについて

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（ワーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はワーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務と通知義務等について

(1)ご加入時における注意事項（加入申込書の記載上の注意事項）

①ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、保険を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）の職業・職種（傷害保険）

○他の保険契約（傷害保険）

（注）「他の保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

○他の同種の保険契約（個人賠償責任保険）

②死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

(2)ご加入後における留意事項（通知義務等）

①ご加入後に告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故によるケガについては、保険金が削減されることがあります。

この保険では加入申込書に☆印が付された次の項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

○被保険者の職業・職種（普通傷害保険）

②ご加入後に、被保険者の職業・職種について共栄火災が定める引受範囲外の職業・職種への変更が生じた場合は、ご契約を解除させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、この解除がなされた場合には、その変更の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。（普通傷害保険）

③引受範囲外の職業または職種

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業・職種

③ご加入者と異なる方を被保険者とする保険において、この保険の被保険者となることについて同意をしていなかった場合など一定の条件に該当するときは、その被保険者は保険を解除することを求めることができます。被保険者から解除の請求があった場合には、すみやかにパンフレットに記載の連絡先までご通知ください。

④事故が発生した場合は、すみやかにパンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は原則として保険期間の初日の午後4時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し・失効

(1)ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、保険は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

(2)ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強

迫によって保険に加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

(3)ご加入後に被保険者が死亡された場合は、保険は失効となります。この場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、死亡保険金をお支払いした場合には、その部分にかかる保険料は返還しません。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがあります。また、その場合、保険金もお支払いできません。

①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガまたは損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること

④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること

⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 脱退時の返れい金

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。返れい金の額については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

8. 補償重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえで、ご加入ください。

〈補償が重複する可能性のある主なご契約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任保険	傷害保険、火災保険などに付帯される個人賠償責任補償特約、日常生活賠償責任補償特約

9. 万一事故が発生した場合には

(1)事故が発生した場合は、保険金の請求書、ケガまたは損害の程度を証明する書類をご提出いただけます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガまたは損害との関係、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。

(2)保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。〈先取特権について〉

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払は、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承認した場合に限られます。

10. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、共栄火災カスタマーセンターまでご連絡ください。
カスタマーセンター 0120-719-112（通話料無料）
【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00
お申出の内容に応じて、取扱代理店、共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起きたら…

すみやかに共栄火災営業店・取扱代理店または下記までご連絡ください。
24時間 365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077（通話料無料）

〈指定紛争解決機関〉

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
0570-022-808【ナビダイヤラー通話料有料】

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社およびそのグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。
詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。
ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

ご加入者以外に被保険者（保険の補償を受けられる方）がいいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

〈共同保険について〉

この保険契約は損害保険会社4社による共同保険契約であり、各引受会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険責任を負います。共栄火災は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領・保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入申込書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - ☐ 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - ☐ 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
 - ☐ 保険金額（ご契約金額・型・加入口数）
 - ☐ 保険期間（ご契約期間）
 - ☐ 保険料・お支払方法（払込方法）
 - ☐ 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲
- 加入申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
 - ☐ （被保険者の『氏名』・『満年齢』・『性別』・『職業・職種』等）
※生年月日・住所が記載されているか必ずご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

お申込みいただいた
後には

ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

引受保険会社：幹事保険会社

共栄火災海上保険株式会社

本店営業部 営業第二課：03-3504-0827

○保険約款をご希望の方はお申出ください。

非幹事保険会社

東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)

【団体傷害保険】 引受ガイドライン

京急グループの割引率は、被保険者数と損害率（支払保険金÷保険料）で決定されます。保険金お支払金額が増加した場合、損害率が悪化し、割引率が低い水準となってしまいます。より魅力ある「福利厚生制度」としていくために、京急グループ団体傷害保険は、独自の引受ガイドラインを設定します。

*引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、京急グループ各社に提供することがあります。

区分	内 容	補 足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・ 酒気帯び運転等の法令違反 ・ 事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合、など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受できません。
B	過去 2 年間で通院保険金お支払金額が、合計で「50 万円」を超過した場合	・ 被保険者単位	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客様のご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
C	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	・ 通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合、など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客様のご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。